

令和4年門審第5号

裁 決

貨物船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）

本件について、令和4年1月18日その管轄を仙台地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年6月3日22時50分

岩手県大船渡港

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 997トン

全 長 85.55メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成10年1月に進水し、操舵室内に漁場区画及びGPSの航跡記録を表示できるレーダー等を装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、a受審人ほか7人が乗り組み、空倉のまま、船首1.9メートル船尾3.3メートルの喫水をもって、令和3年6月3日12時30分青森県むつ小川原港を発し、岡山県水島港に向かった。

a受審人は、三陸沖合を南下中、気象情報を入手して荒天となることが予想されたので、過去に幾度か寄港した経験があった大船渡港で荒天避泊することとした。

ところで、大船渡港は、北方に細長く湾入した港内の中央部に岩手県珊瑚島があり、同港沿岸及び同島周辺には、大船渡市漁業協同組合が岩手県知事から受けた区画漁業免許状に基づいて、わかめ、こんぶ及びかき等の養殖施設が多数敷設されていた。

a受審人は、天気図を確認するため、21時30分首埼灯台東方沖合で昇橋したとき、大船渡港の錨地に向けて北上する途中にある珊瑚島周辺には多数の養殖施設が敷設されていたように記憶していたものの、敷設状況を詳しく知らなかったが、同島南方沖合には同施設が敷設されていないものと思い、船橋に備え置いた海図W1093に当たって同区画を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、自ら操船指揮に当たり、一等航海士を操舵に就かせ、22時47分少し過ぎ大船渡港珊瑚島南灯台（以下「珊瑚島灯台」という。）から196度（真方位、以下同じ。）920メートルの地点で、針路を348度に定め、7.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、大船渡港沿岸に敷設された区画第

3 2 4 漁場の養殖施設が船首方 5 5 0 メートルのところとなり、その後同施設に向首接近する状況であったものの、依然として、このことを知らないまま続航した。

こうして、a 受審人は、2 2 時 5 0 分少し前船首方に街明かりで照らされた浮子を視認し、機関を全速力後進としたものの、及ばず、2 2 時 5 0 分珊瑚島灯台から 2 2 9 度 5 1 0 メートルの地点において、A は、船首が 0 2 7 度を向き、2. 0 ノットの速力となったとき、区画第 3 2 4 漁場の養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力 3 の南南東風が吹き、潮候はほぼ高潮時あたり、視界は良好であった。

その結果、A は、球状船首に擦過傷を生じ、区画第 3 2 4 漁場の養殖施設は桁綱に切断を生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、夜間、大船渡港において、荒天のため避泊する際、水路調査が不十分で、区画第 3 2 4 漁場の養殖施設に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、大船渡港において、荒天のため避泊する場合、区画第 3 2 4 漁場の養殖施設の敷設状況を詳しく知らなかったのだから、船橋に備え置いた海図 W 1 0 9 3 に当たって確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、珊瑚島南方沖合には養殖施設が敷設されていないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、同施設に向首していることを知らないまま進行し、区画第 3 2 4 漁場の養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月26日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栞 原 和 栄

審判官 山 本 哲 也